

2022年6月1日

株 主 各 位

埼玉県川口市本町四丁目1番8号
株式会社 バ ッ フ ァ ロ ー
代表取締役社長 坂 本 裕 二

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月16日（木曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月17日（金曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目5番1号
ロイヤルパインズホテル浦和 3階（プラチナルーム）
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第40期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第40期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書用紙において、各議案についての賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱うこととさせていただきます。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面（委任状）とともに次の書面のいずれかの提出が必要となりますのでご了承ください。

- ① 委任された株主様の議決権行使書用紙
- ② 代理権を証明する書面に押印された印鑑の印鑑証明書

- ③ 委任された株主様のパスポート、運転免許証、若しくは各種健康保険証の写しその他の本人確認資料

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知において提供すべき書面のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.buffalo.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.buffalo.co.jp>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の予防に関するご協力のお願い

新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

- 本株主総会会場において、当社スタッフがマスク着用にて対応させていただきます場合がございます。また、感染予防のために必要な対応を講じることがございますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。
- 今後、株主総会の運営に関して株主様にご案内すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.buffalo.co.jp>）においてお知らせいたします。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種が進んだことから段階的に経済活動の制限緩和が図られましたが、新たな変異株の流行により国内の感染者数は再び高止まりとなっており、経済環境の正常化に向けての見通しは依然不透明となっております。国内の個人消費につきましては、「巣ごもり消費」に関連し一部インドア需要の拡大が見られたものの、長期化する雇用情勢の悪化と資源価格の高騰に伴う物価の上昇が消費の押し下げ要因となり、主にサービス支出を中心として停滞傾向が続きました。

このような環境の中、当社グループにおきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け安全・衛生管理措置への取り組みを徹底しつつ、変容するライフスタイルへの対応を見据えた業容改革を推し進め、生活インフラである車関連事業及び外食事業を通じ地域の暮らしに寄与すべく営業活動を行ってまいりました。

当社グループのセグメントごとの業績は、次のとおりであります。

<オートボックス事業>

当連結会計年度末におけるオートボックス事業の店舗数は、15店舗であります。当連結会計年度中における店舗の新設及び廃止はございません。

オートボックス事業が属する国内カー用品市場の環境につきましては、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置により県外移動の自粛ムードが続き、夏季商戦における帰省・行楽需要が低調に推移しました。また、中期的に成長を続けてきたドライブレコーダーにつきましても、普及率の高まりに伴う市場規模の縮小傾向が顕著となっております。その一方で、2月に関東圏の広範囲において積雪が記録されたことから、スタッドレスタイヤ・タイヤチェーン等の需要が前年から増加しました。

このような環境の中で当社グループは、2019年5月に公表した「2019中期経営計画」のもと「クルマのことならオートバックス」の実践を通じた地域ナンバーワンの店づくりを目指し、顧客満足度向上のための接客・接客力の強化、技術力を備えた専門スタッフの育成に取り組んでおります。販売施策といたしましては、中期的な重点分野と位置付け拡販に注力しているボディコーティングやヘッドライトコーティングメニュー等、車の美観向上に関するピットサービスメニューが堅調に売上を伸ばしました。また、タイヤ販売につきましても、冬商戦期におけるスタッドレスタイヤの需要増加を受けつつ、販売数量の底上げと地域シェア拡大施策として、低価格帯商品を充実させた売場づくりとメーカーイベント等による販促に努めたことで、前年を上回る実績となっております。車販売部門につきましては、半導体の供給不足による新車販売台数の伸び悩み等マイナス要因もありましたが、中古車買取査定スタッフの拡充等による販売体制の強化に継続して取り組んだことにより、前年から大幅に販売台数が伸長することとなりました。

これらの取り組みにより、オートバックス事業の売上高は9,574,396千円（前期比4.2%増）となりました。

< 飲食事業 >

当社グループは、2019年7月に設立した子会社「株式会社バッファローフードサービス」において、(株)焼肉ライクがチェーン展開する『焼肉ライク』のフランチャイジーとして飲食事業を運営しております。前連結会計年度までに開設した4店舗とともに、2021年4月に「焼肉ライク川越クレアモール店」を新たにオープンし、当連結会計年度末における飲食事業の店舗数は5店舗となりました。

『焼肉ライク』は、「Tasty! Quick! Value!」をキャッチフレーズに、1人1台の無煙ロースターを導入し、お客様が好きな部位を好きなだけ楽しむことができる、個人客をメインターゲットにした新感覚の“焼肉ファストフード店”であります。

飲食事業が属する外食産業におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対し、自治体からの要請による時間短縮・酒類提供の中止等の自粛措置を取りながらの営業となりました。感染者数の減少による一時的な制限緩和期間もありましたが、消費者の外食控え傾向から来店客数は低水準で推移し、また、新たな変異株の流行による感染の再拡大が懸念されることから、今後も厳しい事業環境が続くことが予想され

ます。

当社グループといたしましては、お客様・取引先様・従業員の安全と健康を第一義とした店舗運営を心掛けるとともに、感染防止協力金等の自治体による各種支援策を受けつつ、『Uber Eats』・『出前館』と連携したデリバリーやテイクアウトメニュー拡充による収益の確保を図り、既存店舗のサービス充実と新規店舗の周辺地域への認知度向上に努めてまいりました。

これらの取り組みにより、飲食事業の売上高は店舗数の増加等を反映し426,469千円（前期比59.8%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高10,000,866千円（前期比5.8%増）、営業利益441,638千円（同23.1%増）、経常利益573,894千円（同29.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益351,617千円（同21.7%増）となりました。

・セグメント別売上高の状況

セグメントの名称	第39期 (2021年3月期)		第40期 (2022年3月期) (当連結会計年度)		対前期 増減率 (%)
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	
オートバックス事業	9,184,315	97.2	9,574,396	95.7	4.2
飲食事業	266,940	2.8	426,469	4.3	59.8
合 計	9,451,256	100.0	10,000,866	100.0	5.8

・品目別売上高の状況

品目の名称	第39期 (2021年3月期)		第40期 (2022年3月期) (当連結会計年度)		対前期 増減率 (%)
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	
ピット・サービス工賃	2,772,937	29.3	2,884,706	28.8	4.0
タイヤ・ホイール	2,096,433	22.2	2,370,894	23.7	13.1
アクセサリ・メンテナンス用品	1,879,451	19.9	1,825,166	18.3	△2.9
カーエレクトロニクス	1,157,972	12.3	985,559	9.9	△14.9
オイル・バッテリー	778,972	8.2	801,927	8.0	2.9
車販売	417,794	4.4	627,376	6.3	50.2
飲食	266,940	2.8	426,469	4.3	59.8
その他	80,754	0.9	78,766	0.8	△2.5
合計	9,451,256	100.0	10,000,866	100.0	5.8

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は249,988千円（建設仮勘定を含む。）であり、その主な内容は以下のとおりであります。なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

<オートバックス事業>

オートバックス事業における主な設備投資は、スーパーオートバックスTODA34,679千円（店内装備）、スーパーオートバックス環七王子神谷22,443千円（店内装備）、オートバックス岩槻加倉店16,972千円（店内装備）等であります。

<飲食事業>

飲食事業における主な設備投資は、2021年4月にオープンした焼肉ライク川越クレアモール店38,107千円（店内装備）のほか、2022年4月の新規出店（焼肉ライクekie広島店・焼肉ライク南池袋店）に伴う保証金19,046千円、建設仮勘定36,531千円を計上しております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社は、2022年3月18日に連結子会社である株式会社バッファローフードサービスの事業拡大に伴う資金調達のために実施した株主割当増資を引受け、同社株式1,600株を80,000千円で取得しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 37 期 (2019年 3 月期)	第 38 期 (2020年 3 月期)	第 39 期 (2021年 3 月期)	第 40 期 (当連結会計年度) (2022年 3 月期)
売 上 高 (千円)	—	9,067,687	9,451,256	10,000,866
経 常 利 益 (千円)	—	488,302	441,899	573,894
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	—	321,332	288,864	351,617
1株当たり当期純利益 (円)	—	143.23	127.78	154.68
総 資 産 (千円)	—	6,844,722	7,132,589	7,761,891
純 資 産 (千円)	—	5,238,521	5,461,718	5,685,156

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 第38期より連結計算書類を作成しておりますので、第37期の状況は記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 37 期 (2019年 3 月期)	第 38 期 (2020年 3 月期)	第 39 期 (2021年 3 月期)	第 40 期 (当事業年度) (2022年 3 月期)
売 上 高 (千円)	8,780,184	9,005,461	9,184,315	9,574,396
経 常 利 益 (千円)	476,432	516,087	462,456	548,235
当 期 純 利 益 (千円)	338,373	349,197	309,912	357,368
1株当たり当期純利益 (円)	154.15	155.65	137.10	157.21
総 資 産 (千円)	6,801,846	6,853,465	7,150,982	7,723,570
純 資 産 (千円)	4,974,669	5,266,385	5,510,630	5,739,819

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株)バッファローフードサービス	90,000千円	100.0%	飲食店の運営

(注) (株)バッファローフードサービスは、2022年3月18日付で増資を行い、資本金が増加しております。

③ その他の重要な企業結合の状況

(株)オートバックスセブンは当社の議決権の22.0%を保有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

(4) 対処すべき課題

国内外の経済は、新型コロナウイルス感染症の動向や欧州における地政学的リスクを発端とした資源価格の高騰による物価上昇など、今後も先行き不透明な状況が続くことが予想されます。

このような経営環境のもと、当社グループは、生活インフラである車関連事業及び外食事業を通じて地域の暮らしを支援し、お客様・取引先様・従業員の安全と健康を第一義に新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取り組みを行い、かつ、その影響を最小限に留めるべく、外部環境の変化に機動的に対応しつつ、2022年度の経営課題に取り組むとともに「2019中期経営計画」を引き続き推進してまいります。

■ 中期経営計画の概要

当社は、2020年3月期から2024年3月期までの5ヶ年を対象とする中期経営計画を策定し、2019年5月8日に公表いたしました。なお、本計画は(株)バッファローの単体決算を対象に策定した経営計画であります。

① 中期経営計画の基本方針

「クルマのことならオートバックス」の実践を通じ、オートバックスFCチェーン屈指の接客・接客力とピット・サービスの技術力を土台とする地域ナンバーワンの店づくりを目指すとともに、今後より厳しさを増す経営環境に立ち向かうための強力な経営基盤を再構築することにより、業績向上と更なる企業成長を図る。

② 経営目標と目標達成のための重点施策

イ. 経営目標（2024年3月期）

	2019年3月期 (単体)	2024年3月期 目標 (単体)	増減率
売上高 (千円)	8,780,184	13,000,000	48.1%増
経常利益 (千円)	476,432	1,000,000	109.9%増
総店舗数	15店舗	20店舗	—

(注) 本経営計画は、(株)バッファローの単体決算を対象に策定しております。

ロ. 事業戦略

〈商品戦略〉

- a. ピット・サービスの業容拡大
- b. タイヤ売上シェア拡大
- c. 自動車（新車・中古車）販売事業による収益拡大

〈マーケティング戦略〉

- a. オートバックス・チェングループ内、接遇優秀法人としての強みを更に進化させ、リアル店舗の利便性、快適性を追求
- b. 新規メンテナンス会員数の拡大と顧客情報の有効活用
- c. LINE会員数の拡大とLINEアプリの活用による販促施策の推進

ハ. 出店戦略

埼玉エリアを中心に、2024年3月期までに5店舗の出店を計画、現在の15店舗から20店舗体制による事業展開を目指し、店舗数の拡大を図る。

ニ. 人材戦略

- a. 「フレンドリー」で「プロフェッショナル」な人材の育成
- b. 接遇を社風化するための従業員のモチベーション向上
- c. 国内及び海外からの人材確保

■その他の対処すべき課題

内部統制につきましては、ステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、企業倫理の重要性を認識し、経営の健全性、経営の意思決定と業務執行の透明性・公正性を確保すべく、コーポレート・ガバナンスの充実及び法令遵守の徹底に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
オートバックス事業	自動車用品・部品・自動車の販売、用品部品の取り付け及び自動車の整備・車検業務・自動車保険サービス（代理店業務）
飲食事業	飲食店の運営

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

①当社 埼玉県川口市本町四丁目1番8号

②主要な子会社

(株)バッファローフードサービス 埼玉県川口市本町四丁目1番8号

③営業店舗

事業区分	店舗数	店 舗 名
オートバックス事業	15店舗	オートバックス川口店（埼玉県川口市） オートバックス東浦和店（埼玉県さいたま市緑区） オートバックス北浦和店（埼玉県さいたま市桜区） スーパーオートバックスTODA（埼玉県戸田市） オートバックス桶川店（埼玉県桶川市） オートバックス坂戸店（埼玉県坂戸市） オートバックス254朝霞店（埼玉県朝霞市） スーパーオートバックス大宮バイパス（埼玉県さいたま市西区） オートバックス岩槻加倉店（埼玉県さいたま市岩槻区） オートバックス入間店（埼玉県入間市） オートバックス狭山店（埼玉県狭山市） オートバックス川越店（埼玉県川越市） オートバックス環七板橋店（東京都板橋区） スーパーオートバックス環七王子神谷（東京都北区） オートバックス練馬店（東京都練馬区）
飲食事業	5店舗	焼肉ライク大宮西口店（埼玉県さいたま市大宮区） 焼肉ライク大宮東口店（埼玉県さいたま市大宮区） 焼肉ライク川越クレアモール店（埼玉県川越市） 焼肉ライク目黒東口店（東京都品川区） 焼肉ライク吉祥寺南口店（東京都武蔵野市）

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	使用人数	前連結会計年度末比増減
オートバックス事業	215(230)名	4名増(28名増)
飲食事業	6(87)名	2名増(26名増)
全社(共通)	9(2)名	1名減(-)
合計	230(319)名	5名増(54名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社(共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
224(232)名	3名増(28名増)	39.5歳	12.5年

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
(株)三井住友銀行	37,640千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 6,800,000株
(2) 発行済株式の総数 2,275,374株
(3) 株主数 1,398名
(4) 大株主 (上位11名)

株主名	持株数	持株比率
(株)オートボックスセブン	498,800株	21.94%
増田清高	259,900	11.43
坂本裕二	221,763	9.76
牛田恵美子	175,200	7.71
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORFOLIO)	90,391	3.98
バッファロー従業員持株会	79,316	3.49
MSIP CLIENT SECURITIES	77,800	3.42
大野健次	32,000	1.41
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	22,100	0.97
(株)国分商会	22,100	0.97
中村オートパーツ(株)	22,100	0.97

(注) 持株比率は自己株式 (2,156株) を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2022年 3月 31日 現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	坂本裕二	執行役員営業本部長
取締役	日下部直喜	執行役員管理本部長
取締役	町田明	執行役員営業副本部長 子会社事業担当
取締役	牧野博章	執行役員南エリア営業部長
取締役(監査等委員)	藤田俊介	
取締役(監査等委員)	井手秀博	
取締役(監査等委員)	山口乾	

- (注) 1. 取締役(監査等委員)井手秀博氏及び山口乾氏は、社外取締役であります。
2. 取締役の重要な兼職の状況は、上記のほか、次のとおりであります。
取締役町田明氏は、当社連結子会社である(株)バッファローフードサービスの代表取締役社長を兼務しております。
3. 取締役(監査等委員)藤田俊介氏は、兼松エレクトロニクス(株)の取締役経理部長、常勤監査役を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。取締役(監査等委員)井手秀博氏は、(株)オートバックスセブンの取締役経理部長、取締役常務執行役員、常勤監査役を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、取締役(監査等委員)山口乾氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。
4. 監査等委員会では、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 当社は、取締役(監査等委員)山口乾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の会社法上の取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金及び争訟費用等の損害を填

補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為等の一定の免責事由に該当する場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を次のとおり決議しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、基本報酬及び株式報酬から構成する。

基本報酬は、株主総会で決議された上限額の範囲内において、各取締役が担う役割・責務に応じて決定し、毎月現金で支給する。株式報酬は、経営方針の遂行、業績向上へのインセンティブ及び株主との価値共有の促進を目的に、毎年1回業績を勘案のうえ支給を決定する。なお、報酬の構成割合は、同業他社の報酬構成割合を参考に決定する。

個人別の基本報酬等の内容についての決定は、各取締役の目標管理及び達成状況の認識、職務遂行状況の熟知を考慮し、代表取締役社長に委任する。なお、人事を担当する取締役が報酬原案を作成する等、委任された権限が適切に行使されるための措置を講じるものとする。

株式報酬は、基準額に基づき支給する。

監査等委員である取締役の報酬等は、独立した立場から客観的な経営助言と監査を行うため、株主総会で決議された上限額の範囲内において、監査等委員の協議により、役割・責務に応じて個人別の基本報酬等を決定し、毎月現金で支給するものとする。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることや、委任された権限が代表取締役社長によって適切に行使されるために人事担当の取締役等が関与する等の措置が講じられていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	110,724 (-)	108,412 (-)	2,312 (-)	4 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	10,200 (5,400)	10,200 (5,400)	- (-)	3 (2)
合 計 （うち社外役員）	120,924 (5,400)	118,612 (5,400)	2,312 (-)	7 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬等の種類別の総額のうち、非金銭報酬等は、交付済み株式報酬に係る費用計上額であります。また、非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
3. 取締役（監査等委員を除く）の基本報酬限度額は、2016年6月17日開催の第34期定時株主総会において年額135,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、基本報酬とは別枠で2017年6月23日開催の第35期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）に対する株式報酬額として年額20,000千円以内、株式数の上限を年10,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終了時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名であります。
4. 取締役（監査等委員）の基本報酬限度額は、2016年6月17日開催の第34期定時株主総会において年額35,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終了時点の取締役（監査等委員）の員数は3名であります。
5. 取締役会は、代表取締役社長 坂本裕二に対し、各取締役（監査等委員を除く）の基本報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の評価を行うには、目標管理及び達成状況の認識、職務遂行状況を熟知した代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された権限が適切に行使されるため、人事を担当する取締役が報酬に関する原案を作成しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
井手 秀博	取締役 (監査等委員)	<p>当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。取締役会では、カー用品業界に対する幅広い見識から、店舗運営に関して積極的に意見を述べており、また、経営全般について監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>当事業年度に開催された監査等委員会16回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、客観的・中立的な立場から適宜、必要な発言を行い監査機能を果たしております。</p>
山口 乾	取締役 (監査等委員)	<p>当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。取締役会では、企業人として培われた豊富な知識と幅広い見識に基づき、リスク管理・コーポレート・ガバナンスに関して積極的に意見を述べており、また、経営全般について監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>当事業年度に開催された監査等委員会16回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、客観的・中立的な立場から適宜、必要な発言を行い監査機能を果たしております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

- | | |
|---|----------|
| ① 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 25,000千円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭
その他の財産上の利益の合計額 | 25,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を重要な政策と位置付け、これまでも安定配当を主眼に置いた配当政策を実施してまいりました。今後は、中期経営計画に基づく成長戦略と積極的な営業活動の展開により、安定配当を継続することを基本方針としつつ、将来を見据えた設備投資や財務状態、中長期の利益水準等を総合的に勘案し、成長に応じた配当を実施してまいります。

なお、内部留保金につきましては、経営基盤の強化並びに成長事業・新規事業等への積極投資に活用し、企業価値の向上に努めていく所存であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき20円とさせていただきます。中間配当金1株当たり20円とあわせまして、年間配当金は1株当たり40円となります。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,582,891	流動負債	1,333,023
現金及び預金	2,414,299	買掛金	504,092
売掛金	543,974	1年内返済予定の長期借入金	29,520
商品	1,120,708	リース債務	15,221
その他	503,909	未払法人税等	108,142
固定資産	3,179,000	賞与引当金	133,354
有形固定資産	1,943,165	その他	542,692
建物及び構築物	924,499	固定負債	743,711
機械装置及び運搬具	131,167	長期借入金	8,120
土地	686,694	リース債務	58,226
リース資産	67,001	退職給付に係る負債	537,844
建設仮勘定	36,531	資産除去債務	93,070
その他	97,270	その他	46,450
無形固定資産	15,250	負債合計	2,076,734
投資その他の資産	1,220,584	純資産の部	
関係会社株式	17,017	株主資本	5,685,342
関係会社長期貸付金	1,400	資本金	614,661
繰延税金資産	423,869	資本剰余金	589,245
差入保証金	709,708	利益剰余金	4,481,552
その他	68,588	自己株式	△117
資産合計	7,761,891	その他の包括利益累計額	△185
		その他有価証券評価差額金	△185
		純資産合計	5,685,156
		負債純資産合計	7,761,891

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	10,000,866
売 上 原 価	5,187,204
売 上 総 利 益	4,813,661
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,372,022
営 業 利 益	441,638
営 業 外 収 益	141,026
受 取 利 息 及 び 配 当 金	10,014
受 取 手 数 料	7,202
受 取 協 賛 金 等	103,377
受 取 保 険 金	1,312
そ の 他	19,120
営 業 外 費 用	8,770
支 払 利 息	6,470
固 定 資 産 除 却 損	253
そ の 他	2,047
経 常 利 益	573,894
特 別 損 失	46,627
減 損 損 失	46,627
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	527,266
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	173,270
法 人 税 等 調 整 額	2,378
当 期 純 利 益	351,617
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	351,617

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,635,072	流 動 負 債	1,278,613
現金及び預金	2,306,960	買掛金	483,381
売掛金	530,026	1年内返済予定の長期借入金	29,520
関係会社短期貸付金	200,000	リース債務	15,221
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	2,400	未払金	111,838
商 品	1,119,024	未払費用	63,664
前払費用	172,648	未払法人税等	102,598
未収入金	222,694	前受金	81,689
そ の 他	81,316	預り金	20,309
固 定 資 産	3,088,498	前受収益	174,172
有形固定資産	1,786,766	賞与引当金	133,354
建物	727,298	そ の 他	62,864
構築物	118,950	固 定 負 債	705,138
機械及び装置	117,915	長期借入金	8,120
車両運搬具	13,251	リース債務	58,226
工具、器具及び備品	55,654	退職給付引当金	537,844
土地	686,694	資産除去債務	86,853
リース資産	67,001	そ の 他	14,092
無形固定資産	15,250	負 債 合 計	1,983,751
そ の 他	15,250	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	1,286,482	株 主 資 本	5,740,004
関係会社株式	187,017	資 本 金	614,661
関係会社長期貸付金	1,400	資 本 剰 余 金	589,245
長期前払費用	45,742	資 本 準 備 金	589,245
繰延税金資産	423,869	利 益 剰 余 金	4,536,214
差入保証金	626,653	利 益 準 備 金	35,575
そ の 他	1,799	その他利益剰余金	4,500,639
資 産 合 計	7,723,570	別 途 積 立 金	3,600,000
		繰越利益剰余金	900,639
		自 己 株 式	△117
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△185
		その他有価証券評価差額金	△185
		純 資 産 合 計	5,739,819
		負 債 純 資 産 合 計	7,723,570

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	9,574,396
売 上 原 価	5,003,742
売 上 総 利 益	4,570,654
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,059,721
営 業 利 益	510,932
営 業 外 収 益	44,351
受 取 利 息 及 び 配 当 金	11,273
受 取 手 数 料	8,210
受 取 協 賛 金 等	7,682
受 取 保 険 金	1,312
そ の 他	15,872
営 業 外 費 用	7,048
支 払 利 息	5,880
固 定 資 産 除 却 損	253
そ の 他	914
経 常 利 益	548,235
特 別 損 失	20,817
減 損 損 失	20,817
税 引 前 当 期 純 利 益	527,418
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	167,671
法 人 税 等 調 整 額	2,378
当 期 純 利 益	357,368

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社 バッファロー

取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 京嶋 清兵衛

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 宇治川 雄士

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バッファローの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バッファロー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社 バッファロー

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 京嶋 清兵衛

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 宇治川 雄士

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バッファローの2021年4月1日から2022年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

株式会社バッファロー 監査等委員会

監査等委員	藤	田	俊	介	印
監査等委員（社外取締役）	井	手	秀	博	印
監査等委員（社外取締役）	山	口		乾	印

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第40期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円 配当総額 45,464,360円

なお、中間配当金として20円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき40円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月20日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、主に新規出店及び店舗改装等の設備投資等に活用し、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 100,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 100,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (5) その他、上記の変更に伴い所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削 除）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>付則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条 (現行どおり)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	さかもと ゆうじ 坂本 裕 二 (1960年11月8日生)	1987年10月 (財)東京タクシー近代化センター（現 公益財団法人東京タクシーセンター）入所 1988年5月 当社入社 1990年4月 総店長就任 1991年6月 取締役総店長就任 1999年6月 専務取締役就任 2000年3月 代表取締役社長就任 2007年6月 代表取締役社長兼執行役員最高経営責任者就任 2011年4月 代表取締役社長兼執行役員営業本部長就任（現任）	221,763株
		【選任理由】 これまでに代表取締役社長として強いリーダーシップを発揮し会社を牽引してきた実績と自動車用品業界に精通する豊富な知識と経験から、今後も当社グループの持続的な成長と企業価値向上に寄与するものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
2	くさかべ なおき 日下部 直 喜 (1966年1月7日生)	1988年4月 (株)オートバックスセブン入社 1998年7月 (株)オートバックス・マネジメントサービス入社 2003年2月 当社入社 2003年6月 取締役管理部長就任 2005年6月 取締役管理本部長就任 2007年6月 取締役兼執行役員管理本部長就任（現任）	8,362株
		【選任理由】 自動車用品業界で培われた経験と幅広い見識を活かし管理部門を管掌し、財務内容の改善・内部統制制度の構築等を推進してまいりました。今後も当社グループの持続的な成長と企業価値向上に寄与するものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	まちだ あきら 町 田 明 (1971年12月31日生)	1994年9月 当社入社 2006年7月 執行役員営業本部総店長就任 2007年6月 執行役員営業本部副本部長就任 2008年3月 執行役員営業本部長就任 2010年6月 取締役兼執行役員営業本部長就任 2011年4月 取締役兼執行役員南エリア営業部長就任 2019年7月 (株)バッファローフードサービス代表取締役社長就任(現任) 2020年4月 当社取締役兼執行役員営業副本部長就任(現任) (重要な兼職の状況) (株)バッファローフードサービス代表取締役社長	17,862株
<p>【選任理由】 当社入社以来、長年に亘り営業部門において培った豊富な知識と経験を有しており、事業全般に精通しております。これまでに新規事業分野の推進に手腕を発揮してきたことから、今後も当社グループの持続的な成長と企業価値向上に寄与するものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
4	まきの ひろあき 牧 野 博 章 (1975年3月27日生)	1997年4月 当社入社 2007年7月 執行役員営業本部副本部長就任 2011年4月 執行役員北エリア営業部長就任 2011年6月 取締役兼執行役員北エリア営業部長就任 2020年4月 取締役兼執行役員南エリア営業部長就任(現任)	10,762株
<p>【選任理由】 当社入社以来、長年に亘り営業部門において培った豊富な知識と経験を有しており、事業全般に精通しております。これまでに店舗運営・接客に関する知識を活かし従業員教育の推進に手腕を発揮してきたことから、今後も当社グループの持続的な成長と企業価値向上に寄与するものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております(ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為等の一定の免責事由に該当する場合を除く)。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ふじ た しゅん すけ 藤田 俊介 (1948年1月7日生)	1970年10月 兼松事務機(株)入社 1995年4月 兼松エレクトロニクス(株) 経理部長就任 1998年6月 同社取締役就任 2003年6月 同社常勤監査役就任 2006年5月 石塚電子(株) (現 SEMITEC(株)) 管理 副本部長兼総務部長就任 2010年3月 当社入社東浦和店事務長就任 2018年5月 内部監査室付 2018年6月 当社取締役 (監査等委員) 就任 (現任)	4,300株
<p>【選任理由】 管理部門における長年の経験から幅広い知見を有しており、客観的な立場から業務執行の監査や意思決定を行うことで、取締役会の監査及び監督機能の強化への貢献が期待できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>			
2	い て ひで ひる 井手 秀博 (1955年8月1日生)	1974年3月 (株)富士商会 (現 (株)オートボックスセブン) 入社 1998年6月 同社取締役経理部長兼関連企業部長就任 2008年6月 同社取締役常務執行役員就任 2010年6月 同社常勤監査役就任 2014年6月 当社社外取締役就任 2016年5月 (株)オートボックスフィナンシャルサービス取締役会長就任 2016年6月 当社社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 2017年4月 (株)オートボックス・マネジメントサービス代表取締役社長就任	一株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】 井手秀博氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が当社事業と関連の高い分野における専門的な知識と幅広い経験を有しており、当社の経営全般に対する監督と有効な助言をいただけると判断したためであります。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
3	やまぐち つとむ 山口 乾 (1949年9月22日生)	1973年4月 大東京火災海上保険(株) (現あいおい ニッセイ同和損害保険(株)) 入社 1990年4月 同社川口支店長就任 2001年4月 同社販売推進部長就任 2003年6月 同社理事名古屋支店長就任 2009年6月 (株)ロートピア代表取締役社長就任 2016年6月 当社社外取締役(監査等委員) 就任 (現任)	一株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>山口乾氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が企業人としての幅広い見識を有しており、客観的かつ中立的な立場から当社の経営全般に対して様々な提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化が期待できると判断したためであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員会では、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 井手秀博氏及び山口乾氏は、社外取締役候補者であります。
4. 井手秀博氏は、当社の特定関係事業者（主要な取引先）であります株式会社オートバックスセブンの監査役に2010年6月から2014年6月までの間就任しておりました。
5. (1)井手秀博氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって8年（監査等委員として6年）となります。
- (2)山口乾氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって6年となります。
6. 当社は、藤田俊介氏、井手秀博氏及び山口乾氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、三氏の再任が承認された場合は、三氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為等の一定の免責事由に該当する場合を除く）。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、山口乾氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以上

メ モ

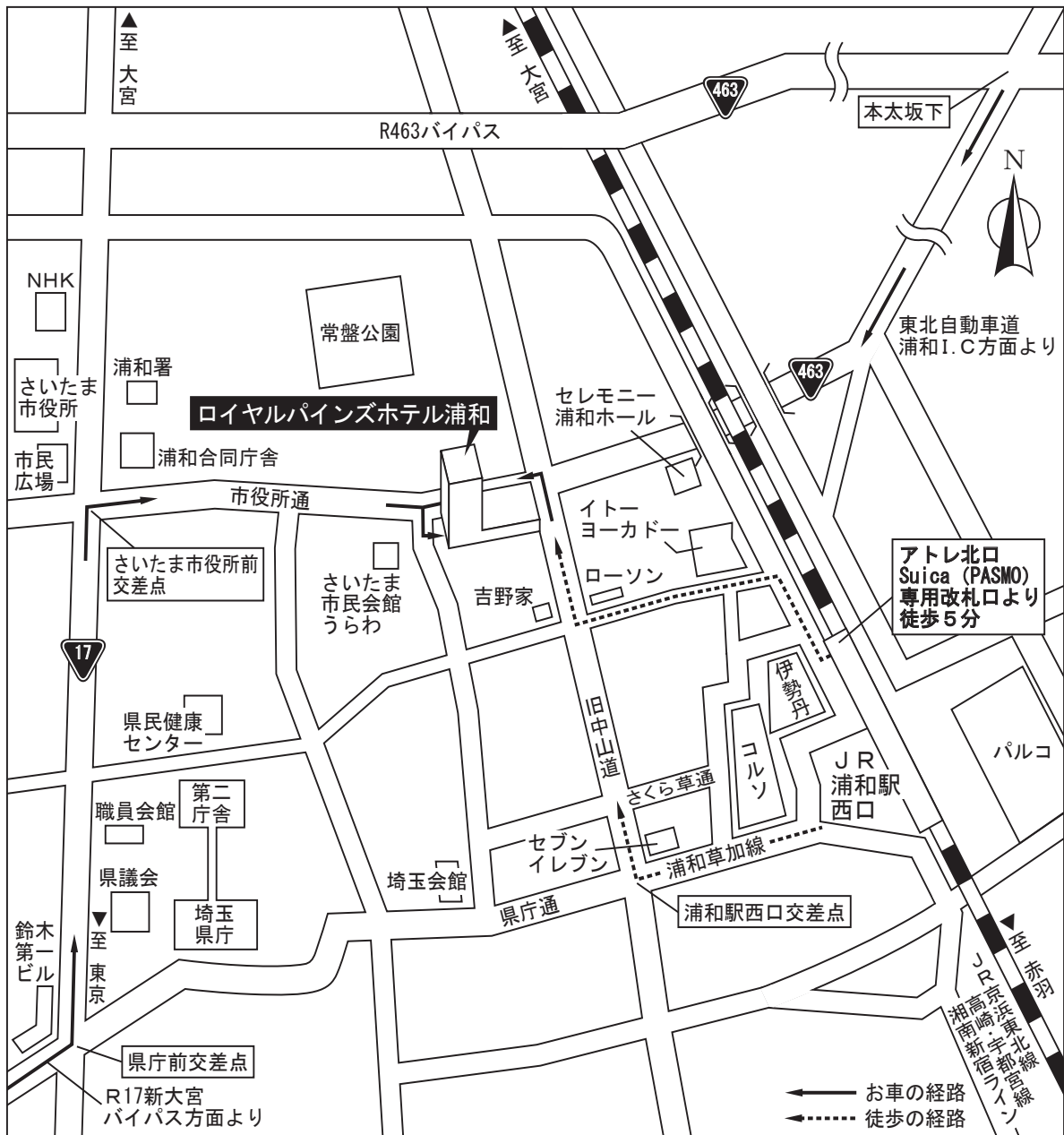
A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

株主総会会場ご案内図

会場：埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目5番1号

ロイヤルパインズホテル浦和 3階（プラチナルーム）

TEL 048-827-1111



交通 JR京浜東北線・上野東京ライン・宇都宮線・高崎線・湘南新宿ライン

JR浦和駅 西口より 徒歩約7分

〃 アトレ北口（Suica専用改札口）より 徒歩約5分